

町長	助役	課長	主幹	担当	合議

別記様式第4号

会議等結果報告書			
会議区分	会議・打合せ・協議	文書番号	329
		決裁期日	平成18年5月10日
名称	5月臨時課長会議		
日時	平成18年5月10日(水) 午前9時00分～12時00分		
場所	役場 3階 第2会議室		
出席者	助役(町長・教育長欠席) 各課長12人(内代理出席1人) 事務局1人 説明員2人 詳細別紙のとおり		

内容

助役あいさつ

- ・町税等の滞納者に対する行政サービス制限措置条例について、集中審議したい。
- ・3月議会への上程を見合わせたが、9月議会への上程を目標に取り進めたい。
- ・税等の収納対策については、これまでも予算特別委員会や決算特別委員会等において、厳しい意見もいただいている。
- ・当該条例については、町民の感情的な部分もあり、議会の中では消極論もあるようである。提案者として、しっかりとした理論武装が必要と考えている。

助役の進行で会議を進める。

1 町税等の滞納者に対する行政サービス制限措置条例について

助役：本日は、5月1日開催の課長会議で確認した検討すべき4課題について、協議を進める。制度の趣旨としては、サービスを制限することが目的ではなく、納税の促進が目的であることを踏まえて協議することが必要である。協議に先立ち、これまでの復習も兼ねて、条例素案の概要について説明を求める。

税務班主幹：添付資料に基づき、条例素案について概要を説明する。

助役：最初に、対象費目(税外収入を対象とすべきか)について協議する。税外収入については、パブリック・コメントにおいても意見があったので、これらも参考に意見を求める。

総務課長：実態としては、税の滞納者と税外収入の滞納者は、重なっているという状況にあるのではないか。

議会事務局長：滞納プロジェクトの経験の中では、この条例の対象者となる者は、ほとんど想定されないのではないか。分納の姿勢が見られる者がほとんどである。

税務班主幹：現時点では20～30人程度と思われる。分納の姿勢は見せるものの、約束を誠実に履行できない方が主な対象者となるのではないか。

また、条例の効果について「脅し」という声を聞くが、制限対象とする行政サービスを幅広く網掛けすることで、滞納対策につながると考えている。さらに、権利と義務の関係からも、こういった条例を整備することが重要である。

助役：既定の滞納処分が適正に履行されることが重要であり、そうでなければ町民との信頼関係もできない。

病院事務長：行政サービスの財源は、町税だけではなく、国税も入っている。町税の滞納をもってサービスを100%停止するのはいかがか。という声もある。

税と、税外収入は分けて、それぞれの制度の中で対応したほうが良い。

教育振興課長：パブリック・コメントの意見からも、税外収入は除いたほうが良い。

総務課長：特定の税外収入の未納に対して、それとは別の行政サービスを制限することは、町民にとって解りづらい面もある。

建設水道課長：水道料や町営住宅使用料についても、税の未納者と重複しているのが実態である。町税のみを対象とすることで、良いのではないか。

税務班主幹：まじめに納入している人からすると、こういった制度を整備することが重要と考えている。税外収入を除くにしても、その対応をどうしていくか、しっかり議論しておかなければならない。

助役：繰り返しになるが、既定の滞納処分を適正に履行していることが前提となる。せっかくの制度も、我々が使いきれないものでは意味がない。特に税外収入については、対象とするにしても、対象外とするにしても、しっかりとした理論を構築しておかなければならない。運用の中で、あいまいな取扱いになっては、行政不信につながる。

ラベンダーハイツ所長：「差押さえ」などについても、これまでは税でしか対応したことがない。

まずは、既定の滞納処分を適正に履行していくことに集中し、税外収入については、制度創設時においては除くほうが良いのではないか。

保健福祉課長：既定の滞納処分がしっかりできれば、新たな制度もいらない。という逆説の考えもある。規定の滞納処分ができえていないとすれば、その原因も議論しておかなければならない。

助役：税外収入は除くべき。との意見が多いように思われる。まずは、基本となる税を対象に制度設計していくことを、課長会議の意志として決定してよいか。

全体：了承

税務班主幹：素案では税外収入を含めていたことから、滞納の対象を年度管理（過年度）を予定していたが、税のみを対象とすると、納期管理（現年度）も可能と考えるがいかがか。

助役：事務処理やその体制に不都合がなければ、納期内納入の促進につながるので、良いことと考える。

税務班主幹：年度内にまとめて納入する方は、誓約書で処理は可能であるが、ルール上延滞金の適正な加算も行っていく必要がある。

保健福祉課長：年間を通じてサービス提供するものは、ある納期で滞納が発生した場合、年度途中で当該サービスを停止することになるのか。

助役：延滞金や年間通じたサービスの対応などについては、さらに税務課で検討されたい。

助役：次に、制限措置の対象者の範囲について協議する。

税務班主幹：サービスの申請者以外にも、サービスの制限をかけることができ素案となっている。法令上の解釈に難しさがある。

総務課長：素案の考え方で良い。申請者だけでは住民感情からも、意味がない。

企画財政課長：サービスの種類によって、受益者がまちまちとなるので、素案の考え方に賛成する。

助役：全体としては、素案の考えに賛成の発言が多いが、素案の考え方を課長会議の意志として決定してよいか。

全体：了承

助役：次に、氏名公表について協議する。

税務班主幹：氏名公表については、プライバシー侵害としての違法性はないと判断できるが、公務員法における守秘義務の違法性は、判断が難しい。判例がなく、専門家の中でも積極論と消極論に分かれているのが現状である。

総務課長：「できる」規定であり、制度化しておくことでよいのではないかと。

企画財政課長：実際に氏名公表がなされる事態まで、進むかは疑問であるが、納税意識の高揚というアピール効果としても、制度化に賛成する。

町民生活課長：違法性がクリアされれば、制度化すべきと考える。

助役：全体としては、氏名公表を制度化することに賛成の発言が多い。制度化する以上、町の明確な意思として、しかるべき事態においては、氏名公表も辞さないことで、課長会議の意志として決定してよいか。

全体：了承

助役：次に、サービス項目の条例への明記の仕方について協議する。

税務班主幹：サービス制限の根拠は、自治法第14条第2項(義務を課し、権利を制限する場合は、条例による)である。素案では、「契約行為」「許認可」「補助金の交付」「福祉サービス」等と条例に記載し、個別のサービスは規則に委ねる手法を取っているが、問題はないか。

助役：自治法第14条第2項からすると、どのようなサービスが制限対象となるのか想定される程度に、条例に明記する必要があるのではないかと。

助役：ある程度のくくりの中で、条例に明記していく手法を講じることを、課長会議の意志として決定してよいか。

全体：了承

助役：以上で予定していた4点の協議を終了する。制度の骨格に係り一部修正を加えたので、素案の修正作業を進められたい。6月議会の所管委員会には説明することになるので、必要に応じて内部協議を続けたい。

[12時00分 閉会]